

令和3年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第8日（令和3年6月21日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 報告第4号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」及び議案第29号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第40号「土佐清水市有料水道設備の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案12件、計13件を一括議題（質疑）

日程第2 一般質問

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 谷口佳保君 | 2番  | 弘田条君  |
| 3番  | 武政健三君 | 4番  | 山崎誠一君 |
| 5番  | 吉村政朗君 | 6番  | 作田喜秋君 |
| 7番  | 岡本詠君  | 8番  | 甲藤眞君  |
| 9番  | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君  |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

|        |       |      |        |
|--------|-------|------|--------|
| 議会事務局長 | 早川聡君  | 局長補佐 | 中嶋由美君  |
| 議事係主幹  | 佐野舞君  | 主幹   | 田村友妃子君 |
| 主幹     | 濱田康平君 |      |        |

~~~~・~~~~・~~~~

### 出席要求による出席者

|                                        |         |                                    |         |
|----------------------------------------|---------|------------------------------------|---------|
| 市 長                                    | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                              | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長                 | 戎井 大城 君 | 企 画 財 政 課 長                        | 横山 英幸 君 |
| 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 窪内 研介 君 | 危 機 管 理 課 長                        | 倉松 克臣 君 |
| 消 防 長                                  | 味元 博文 君 | 健 康 推 進 課 長                        | 山下 育 君  |
| 市 民 課 長                                | 岡田 旭生 君 | 観 光 商 工 課 長                        | 二宮 眞弓 君 |
| 国 立 公 園 *<br>ジ オ パ ー ク 推 進 課 長         | 酒井 満 君  | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 和泉 政彦 君 |
| こ ども 未 来 課 長                           | 中津 恵子 君 |                                    |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和3年土佐清水市議会定例会6月会議、第8日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、報告第4号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」及び議案第29号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第40号「土佐清水市有料水道設備の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案12件、計13件を一括議題といたします。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順により、質問を許します。

9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 皆さんおはようございます。新風会の細川博史でございます。

本6月議会は、泥谷市政3期目の最初となることを踏まえて質問したいと思っております。

さて、泥谷市長におかれましては、さきに行われました市長選挙におきまして、2期8年にわたる市政運営の実績や新型コロナウイルス感染症への取組の実績を訴えると同時に、3期目に実行する5つの基本政策を訴えてきた結果、市民の皆様の信任を受け、3期目の市政のかじ取り役を任されたと思っております。

これまでの2期8年に実行してきた様々な施策については、これまでも議会質問で取り上げてきましたのでこの場で挙げることはいたしません、市民と約束をした公約については、そのほとんどを実行に移すとともに、結果を出してきているのではないのでしょうか。

公約は市民との約束であり、政治家の命とも言うべきものであって、できもしないことや市民受けするようなことを並べるようでは市民の信用を得ることはできないと考えております。

その政治家の命とも言うべき公約について、3期目につきましても5つの基本政策を挙げており、6月会議初日の市長提案理由でも述べられております。

改めて、3期目の市政運営に当たっての柱となる基本政策について、市長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 3期目の基本政策につきましては、今会議初日の提案理由でも申し述べたところでありますが、まず当面の最重要事項といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑かつ安全に実施し、一日も早く接種を希望される市民の皆様が接種ができるよう全力で取り組んでまいります。

また、既に取り組を進めておりますが、「健康」感染防止、「継続」経済対策、「暮らし」生活支援、この3つをキーワードに掲げ、国の地方創生臨時交付金を最大限活用して、様々な事業展開により疲弊している地域経済の立て直しを図ることが私に課せられた使命であると思っております。

また、3期目の市政運営に当たりましては、これまでどおり2期8年の実績を基に、5つの基本政策を市政運営の柱として、「子どもは宝」子育て・教育環境の充実、「若者は希望」基幹産業の復興と雇用対策、「お年寄り誇り」住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現、「命を守る」全ての災害に備え市民の命を守り、命をつなげるための防災・減災対策の推進、「絆は力」市役所と市民の絆をより一層深め、市民の声を生かしてまいります。

この5つの基本政策を基に、市勢の発展に向けて全庁挙げて取組を進めてまいりますので、皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。

5つの基本政策を掲げ、公約を着実に実行してきたとっております。

私が思うに、1期目はホップであり、2期目はステップであり、そして今期3期目はジャンプの年だと考えております。ぜひとも市民の命と暮らしを守り、市勢発展のために頑張っているのだと思っております。大いに期待するところであります。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

さて、泥谷市長が最優先と位置づけている新型コロナワクチン、感染拡大予防についてお伺いいたします。

現在、新型コロナウイルスのワクチン接種が始まっているところでございますが、現在の接種率など進捗状況はどうなっていますか。健康推進課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） おはようございます。お答えいたします。

高齢者の皆さんの新型コロナウイルスのワクチン接種におきましては、これまで予約時の混乱を少なくするよう、年齢の高い方から順に予約に必要な接種券を送付してまいりましたが、6月9日に高齢者の皆さんの中で最後となる65歳から69歳の方にも接種券の送付が完了いたしました。

6月20日までに接種券を送付した方の83.5%の方が予約を済ませており、予約後、高齢者の64.5%に当たる4,243人の方が1回目の接種を終え、そのうち1,972人、高齢者の30%に当たる方が、既に2回目の接種を完了しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。

今お聞きしますと、6月20日までに83.5%の方が予約済みということで、予約後は高齢者が64.5%が1回目の接種を行い、2回目は約30%が終わっているということで、順次進んでいると安心しているところでございます。

それでは、ワクチン接種計画はどのようになっておりますか。また、接種完了見込みはどうなっているのか、健康推進課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

(健康推進課長 山下 育君自席)

○健康推進課長(山下 育君) お答えいたします。

高齢者の皆さんの次に国が優先接種の対象としているのが、基礎疾患のある方と高齢者施設等で従事する方となっております。

接種券を64歳以下の方、全員に一斉に送ってしまうと、基礎疾患のある方などが優先的に接種することが難しいことから、6月広報や防災無線などで対象となる方は申し出てもらうよう周知したところであり、本日、対象の皆さんに接種券を送付し、引き続き今週中に60歳から64歳の方へ、そしてその後も年齢順に予約状況やワクチンの配分状況などを見ながら接種券を送付していく予定としております。

また、高齢者の皆さんの2回の接種のめどがついたことから、これまで市内の医療機関の皆さんに御協力をいただき、毎週日曜日に実施しておりました旧清水保育園での集団接種につきましては8月8日を最後とし、それと並行する形で7月12日からは中央公民館において、働いている皆さんが接種に来やすいよう、平日の午後7時から8時までの夜間における集団接種の実施を計画しております。

現在、ファイザー社のワクチンは接種の対象年齢が12歳以上とされており、満12歳になった後に接種の対象となります。そういった方などを除き、これまでどおり接種が進み、ワクチンの供給も順調であれば、9月中には接種を希望する市民の皆さんの2回の接種が完了できる見込みとなっております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 9番、細川博史君。

(9番 細川博史君発言席)

○9番(細川博史君) どうもありがとうございます。

8月12日からは夜間の集団接種が行われるということで、また、9月には終わるということで大変喜ばしいことだと思っております。引き続き、市民の安全安心を第一に進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、観光商工課長にお伺いいたします。

地域電子通貨「めじか」の利用実績及び利用状況について、観光商工課長にお伺いいたします。

昨年度、新型コロナウイルスの影響を受け、観光関連事業を主とした本市の経済も大きな影響を受けている中、市内経済活性化に向け、休業補償や持続化給付金、観光客キャンペーン支援、土佐清水市特産品の送付など様々な施策を講じていただきました。

その中でも、昨年10月より開始された地域電子通貨「めじか」は、導入当初、全国的にも

珍しく、四国で初めてということもあり、先進的な取組として評価する一方、正直、市民への普及、利用について心配もしたところでもあります。

6月7日の高知新聞の朝刊にも大々的に掲載されておりました。市民に昨年10月に1万円、2月に5,000円、先月5月に5,000円と計3回、2万円の給付やチャージの5%上乗せなど、市内経済の循環という面では大きな成果があったのではないかと感じているところがございます。

実際、私の周りを見ましても、めじかは確実に市民の皆様に浸透してきており、実際使ってみると便利だとの声もお聞きしております。大変好評だと思っております。

それでは、実際、このめじかの利用状況はどうであったのか。令和2年度の利用実績について観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

昨年度（令和2年度）、めじかの利用実績は市から支給した発行額1億9,675万9,500円に対し、利用額は1億9,092万3,903円で、利用率は97.03%でした。

また、めじかにチャージし利用された額は1億860万4,441円で、チャージ時に上乗せされる5%のプレミアムポイント利用額も合わせると、トータルで3億421万6,865円が利用されており、事業開始から6か月間で3億円を超える金額が市内に循環されたこととなりました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。

今、課長のほうから説明がありましたように、3億円を超えるお金が確実に市内に循環できたこと。また、市民がチャージしての利用も1億円分されていることもお聞きして、その効果が大変よく分かりました。給付分の利用率に関しましても、97%と聞くと十分な成果があったのではないかと判断するところがございます。令和2年度のめじかの状況はよく分かりました。

令和3年度に入り、5月に5,000円分が給付されておりますが、直近での利用状況についてはどのようになっておりますか。観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

令和3年度に入ってから多くの方々に利用していただいております。令和3年、今年の4月以降、6月13日までの約2か月半で5月に支給した5,000円分の利用額は4,236万4,082円で、利用率は65%となっているほか、チャージ利用額が6,486万3,025円、プレミアムポイント利用額が314万7,031円でトータル8,956万3,947円が利用されているという状況です。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。

現時点でも、引き続きめじかの利用が好調であるということは、それだけこの市内循環ができていくことにもつながると考えており、大変喜ばしく思っております。

では、そのめじかについて、泥谷市長にお伺いいたします。

この間の利用実績を踏まえて、本事業に対する手応えや、先日の高知新聞にもありましたが、香美市では図書館の読み聞かせボランティアにポイントを発行するなど、電子通貨活用方法は無限とありました。

今後、めじかの事業展開や継続の意向について、どのようにお考えなのでしょうか。泥谷市長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） さきの担当課長の答弁のとおり、利用率が97%という結果は、電子通貨の仕組みや利用方法が多くの市民の皆様の御理解をいただけたものと考えております。

また、市民の皆さんがチャージしての利用についても、約5か月間で1億円を超えていることを考えますと、市民の皆様が一定受け入れられたものであると感じているところですが、一方で、昨年度、今年度ともに5%のプレミアムポイントの上乗せがあることが利用率の向上につながっていることも事実だと分析をしております。

めじかカードの今後の事業展開や継続につきましては、予算との費用対効果をしっかり見極めながらプレミアムポイントについて考えていきたいと思っておりますが、既に観光誘客事業におけるめじかカードの活用、健康推進課で実施する事業の健康ポイント事業との連携を始め、このほかにも市の実施する既存事業との連携や、今年3月で終了したピコちゃんスタンプの新たな展開となる利用についても商工会議所を交え協議をしているところです。

電子通貨の活用方法につきましては、高齢化が進む本市において市民の皆様が利便性を感じ、

安心して利用できることを第一として、事業所との連携強化を図ることが重要であると考えおります。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうも市長ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、足摺岬エリアにおける観光戦略についてお伺いいたします。

本選挙におきまして、観光振興に注力すると市長は演説されていたとっております。

竜串エリアにつきましては、SATOUMI、竜串ビジターセンター、スノーピーク土佐清水キャンプフィールドのオープンと再整備が進み、さきに申し上げましたとおり、多くの観光客が訪れております。

一方、足摺エリアは足摺テルメの閉館を見ても、新型コロナの影響を多く受けていると言えます。

このような状況下における足摺テルメの再開についてお伺いしたいと思います。

足摺テルメの再開は足摺観光だけではなく、市観光にとって1つの希望であると考えているところであります。また、大きな期待も寄せております。

先日、指定管理者が決定したことは存じておりますが、今回、指定管理者となった株式会社Dot Homesはどのような事業者なのか、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

新指定管理者の株式会社Dot Homesは、東証一部に上場しているパーソルホールディングス株式会社のグループ会社であり、グループ内には派遣事業など人材に関わる会社が複数あり、また全国に拠点があることから、ネットワークを生かしたサービスを提供している会社であります。

主な事業内容として、宿泊施設の開業支援や運営、また運営受託やマーケティング支援などを行っており、グランピング事業では自社施設として今年は北海道と山梨県、来年には奄美大島で開業予定、オペレーター事業では関東を中心に76施設との契約実績があるとお聞きしております。

足摺テルメをリニューアルオープンさせ、土佐清水市の観光産業を盛り上げたいとの思いから、地域とつながり、地場製品の活用や観光施設とも連携したプランの創出、また、集客に向けた新たな取組として屋上にグランピング施設を4棟設置する計画であります。



従来土佐清水市が取り組んでいなかったような新規顧客獲得に向けた情報発信を行い、地域の拠点づくりを目指したいとの考えがありますので、今後の活躍に大変期待しているところで

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうも課長ありがとうございました。大変よく分かりました。

グループ会社との連携により、幅広い視野とノウハウを持って運営に当たっていただきたいと期待するほか、私といたしましてもグランピングは本市の大自然を生かす手法につながると考えております。

とはいえ、現在の新型コロナの社会情勢の中、本6月議会にも補正予算としてテルメの修繕費が上程されていますが、大きな修繕を実施したにも関わらず、直ちに撤退されるのではないかと、また、リスクもあろうかと考えますが、そのリスク管理はどのように考えているのでしょうか。また、売却という方向性はないのでしょうか。泥谷市長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 前指定管理者のアクトリゾート、この会社も営業時の経営状況がだんだんとよくなってきた矢先の撤退でありましたので、大規模修繕を実施しても指定管理期間中に撤退というリスクがないとは言えませんが、このたび指定管理者となる株式会社D o t H o m e sは、先日、社長をはじめ役員の皆様とも面会し、意見交換をさせていただきました。現在のグランピング人気の高まりや徹底したデータ管理によるマーケティングによる経営手法であることから、現在のコロナ禍でも収益を高められる会社であると判断しております。グランピング施設はもちろん、リニューアルオープンに向けて新たな顧客層のイメージに合った施設内の改装等も自費により予定しているとお聞きしているところであります。

このように、新指定管理者、株式会社D o t H o m e sにおいては、足摺テルメ施設に大きな投資をされることから、指定管理者として順調に運営していただければ将来的には売却も含めた協議も進めたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 先ほども申し上げましたとおり、グループ会社との連携による幅広い視野とノウハウを持って運営に当たり、十分収益も見込まれるということでございますので理解をいたしました。このような事業者が独立採算により本市で事業展開をしていただけること

が、本市の発展にもつながるものと考えております。

また、この足摺テルメの再開を機として、いま一度、足摺観光の再興を同事業者と十分協議をしていただき、進めていただくことを切にお願いいたします。

テルメの再開もそうですが、足摺観光は従前より展望台の改修や唐人駄場の再開発等が計画に挙がっております。この足摺エリアの再開発等の計画について、進捗状況等を踏まえまして観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

足摺エリアの再整備につきましては、大型事業として環境省による足摺岬展望所の改築事業があり、現在のところ最速で令和5年度から着工する計画となっております。この大型事業に合わせて、今まで取り組めていなかった周辺歩道のバリアフリー化も検討していく予定です。

昨年度、住民の皆さんとともに「国立公園足摺岬エリア利用計画」を策定、向こう5年間の行動計画、目標を掲げております。

今6月会議に補正予算としても上程しておりますが、まず半島先端にある遊歩道のうち東側の一部の環境整備を行い、東側駐車場から先端まで少しでも安全に移動してもらうとともに、岬周辺での滞在時間を延ばせるような仕組みづくりに取りかかる予定でありますし、今後エリア計画に沿った事業継続を進めたいと思っております。

またソフト事業といたしましては、平成28年度に市の花である足摺藪椿を再生させようと官民連携により足摺藪椿再生プロジェクトが発足いたしましたが、以後、現在まで、まさに住民の皆さんの地道な活動により事業が継続されているところです。

また、唐人駄場園地におけるNPOダディー牧場の現在の計画を申しますと、今月末頃から馬を徐々に移動、8月末には予定している馬全て15頭の移動を終了する予定のようでありまして、秋頃にはNPO主催のイベントの開催も計画しているとお聞きしているところです。また、高知県が唐人駄場園地内にある公衆トイレの全面建て替え、炊事棟の修繕も行ってくれたところです。新たな観光スポットになると期待できますので、市といたしましても新たな情報発信をするなど取り組んでまいります。

コロナ禍で大変厳しい観光産業ではありますが、官民で知恵を出し合って乗り越え、再活性化に向けた取組を今後も進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 課長どうもありがとうございました。

足摺エリアにつきましても様々な整備が進み、計画されていることが確認でき、唐人駄場も新たな誘客の兆しが見えるなど大変よく分かりました。

今後はこの竜串・足摺の再開発を機として、市街地を含め、市内全体を周遊させる仕組みづくりを構築していただくことをお願いいたしまして、観光商工課に対する質問を終わります。

次に、ジオパークに関して、日本ジオパーク認定申請に関する動向についてお伺いいたします。

2017年、2018年の申請・認定見送りを経験し、竜串ビジターセンターの運営も伴い、2020年1月に国立公園\*ジオパーク推進課を設置し、この間の活動を見て捉えますと、今年度は満を持しての申請であろうと察しております。

先日、新聞やテレビの各メディアで報道されていたとおり、プレゼンテーションを通過し、現地調査の実施決定を知りました。まずは第一関門の突破、本当におめでとうございます。

そして、土佐清水市ジオパーク推進協議会をはじめ、関係者及び事務局の皆様方、引き続き現地調査に向けて御尽力いただきたく、最高の結果を私は楽しみにしております。

それでは、日本ジオパーク認定審査に係る全体スケジュールについて、国立公園\*ジオパーク推進課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 国立公園\*ジオパーク推進課長。

（国立公園\*ジオパーク推進課長 酒井 満君自席）

○国立公園\*ジオパーク推進課長（酒井 満君） お答えいたします。

全体スケジュールにつきましては、本年4月26日に日本ジオパーク認定申請書を提出し、5月29日にプレゼンテーションを行い、その当日に現地調査の実施が決定しました。

今後は3名の調査員をお迎えし、8月17日から20日まで4日間の行程で現地調査が実施されます。そして、9月開催予定の日本ジオパーク委員会で審議され、認定の可否が決定されるものとなっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうも課長ありがとうございました。

この後、8月17日から20日までの4日間の行程で現地調査が行われるということですが、言わば最終試験に当たると思います。

決してプレッシャーをかけるわけではございませんが、認定の可否を左右する大事な調査ではないでしょうか。これまでに取り組んだことを示すしかありませんが、よい面で考えますと、

これからはまだ2か月あります。現地調査を最良の形で終えるためにすべきこととして、評価のポイントをどう捉えておりますか。

また、円滑、円満に進めることが評価につながると思いますが、どのような対応を心がけておりますか。国立公園\*ジオパーク推進課長にお伺いたします。

○議長（永野裕夫君） 国立公園\*ジオパーク推進課長。

（国立公園\*ジオパーク推進課長 酒井 満君自席）

○国立公園\*ジオパーク推進課長（酒井 満君） お答えします。

審査の基本はユネスコ世界ジオパークのガイドラインに示されている、ジオパークの考え方に沿って行われます。

現地調査では地質遺産の理解と評価、保全活動と教育や防災、観光への取組のほか、持続的な運営体制にあるかどうか、これらが評価のポイントと捉えており、質の高さを示す必要があります。加えて、本市の利益や発展のみを考えるのではなく、日本ジオパーク全体の質を高めようとする姿勢や行動を示すことも重要になると考えております。

また、現地調査がよりよく実施されるためには調査員との面談や意見交換の時間を十分に確保して、かつ、お互いの立場や活動を尊重しながら進行すべきと考えております。

新型コロナウイルス対策の状況下でもあり、感染防止には十分に配慮しながら、これまでの取組みをしっかりとアピールして自信を持って対応してまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。しっかりアピールして頑張っていたきたいと思います。よろしく申し上げます。

最後に、泥谷市長にお伺いたします。

認定に向けて着実に取り組まれているようですが、「ジオパーク構想見直しやジオパークという活動はしても、認定は目指さなくても」という声もあると思います。

過去2度の見送りを経験し、今回3度目の申請となります。改めて、なぜ認定を目指すのでしょうか。泥谷市長にお伺いたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） まず、ジオパーク活動は続けても認定を目指さなくてもよいという考え方は、単なる地質学の研究や環境保全、自然学習にとどまり、正式なジオパーク活動とは言えません。ジオパーク認定を目指すからこそ「ジオパーク構想」や「ジオパークに取り組んで

いる」と「ジオパーク」という言葉が使用できるわけであり、ジオパークを目指さない活動はジオパーク活動ではないと言えます。

これまでも説明してきましたが、認定はあくまでも目標であって、最終的には持続可能な地域づくりの実践であり、地質遺産の保全と活用の効果を生むことです。

今回の申請に当たって、さらに私たちはジオパーク構想の理念を基に、この町を未来に残していくためにジオパークのプログラムを用い、科学とネットワークの力、地域の力により持続可能なまちづくりを実践し、社会におけるジオパークの価値を高めてまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。

確かに認定が目的であると思っておりますし、持続可能なまちづくりを目指していただきたいと思っております。

新型コロナウイルスが社会に蔓延して1年以上、まだまだ収束のめどが立っていない状況下、この間、昨年7月にリニューアルオープンした足摺海洋館SATOUMIは、オープン後1年もたたずに入館者20万人を突破。また、スノーピーク土佐清水キャンプフィールドも土日などには多くの方がキャンプしている姿が見受けられるなど、本当に多くの方々が土佐清水市を訪れている中、本市ではいまだ1人の感染者も出していないということは市民の感染予防対策があり、行政、医療関係等、様々な分野で働かれる皆様方の御尽力こそと改めて感じているところであり、また感謝申し上げます。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時40分 休 憩

午前10時50分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 5番、吉村です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、今も細川議員が少し触れましたように、市長選挙について少し触れさせていただきたいと思っております。

先ほど細川議員も言われましたように、泥谷市長の２期８年に対する市民の判断というか、通知簿が今回の選挙だったのではないかなと思っております。その結果、約半分の方が「今のままではいかんよ」というようなことでありましたので、市長も高知新聞のインタビューにもありましたが、謙虚に市政運営をもう一度見直していただいてやっていただきたいと思っておりますが、とはいえ民意を得た市長でありますので、私も議会も敬意を持って接してまいりたいと思っております。

それともう一つ、この選挙で私なりに思ったことがあります。それはやはり議会のありようが問われた選挙でもあったような気がします。これも以前言いましたが、議会は二元代表制であります。市長も議員も市民によって選ばれます。市長の仕事は大まかに言えば市民の方から預かった税金の使い道を決め、それをチェックするのが議員の仕事であると思っております。それは市長と、及び執行部との適度な距離感、緊張感が要ることだと改めて今回の選挙を振り返って思っております。

少し長くなりましたが、通告の質問に移らせていただきたいと思います。

それでは、最初に足摺テルメについてお聞きいたしたいと思えます。

足摺テルメは、昨年アクトリゾートの撤退により、約１年間指定管理者が決まらず市役所が管理する状況が続いておりましたが、先ほど細川議員も言われましたように、新たな指定管理者と契約に至ることができ、大変結構なことだと思っております。

契約相手のD o t H o m e sさんは宿泊施設の運営やマーケティング支援、そして施設運営のノウハウがあり、新しい切り口で足摺観光を盛り上げていってくれるものと大変期待をしております。

そこで観光商工課長にお聞きいたします。

D o t H o m e sさんとの契約内容の概要を教えてくださいたいと思えます。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

さきの５月会議で議会承認をいただきました新たな指定管理者、株式会社D o t H o m e sとの管理協定書の内容についてお答えいたします。

まず契約期間につきましては、令和３年６月１日から令和８年３月３１日の４年１０か月としております。また、指定管理者からの納付金、これは家賃に相当するものになりますが、年間９６０万円となっております。

なお、昨年アクトリゾート株式会社が撤退後に２度、指定管理者の公募を行いました。最終

公募時の募集要項におきましては、指定管理期間は3年を基本といたしまして2年4か月、納付金は960万円でありました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 以前、私が質問で「売却を視野に入れるのならば、契約は単年度契約がいいのではないか」と提案させていただき、一度だけ単年度契約になったと記憶しております。

今回の場合は新たな契約ということですので、複数年契約になるのは一定理解しておりますが、さきの募集では2年4か月だったのに対して、今契約では4年10か月となっております。その理由をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

今回の運営開始に当たり、市が基礎的な修繕工事を行います。グランピング関係施設、また施設内及び調度品等も指定管理者がコンセプトに合わせて大規模に改修する計画となっております。事前の意見交換を行う中で、今回かなりの初期投資に対する経営計画を立てるには、運営が一定期間継続できるという担保が必要という相手方の希望もお聞きしておりましたので、最終的には土佐清水市指定管理者選定委員会審査会の中で5か年を基本として、今回は4年10か月としたものであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 分かりました。

それと新たに開業するに当たり、テルメの修繕は市が行うということになっておりますが、本会議に補正計上されておりますが、具体的な見積額をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

今会議に補正予算として、修繕に係る工事費を4,417万9,000円上程しております。

内訳を申しますと、4階フロア及び5階フロアの空調機の全面取替工事費として1,481万9,000円、宿泊棟の温水用ボイラー部品取替修繕工事費として550万円、エレベーターの

点検・修繕工事費として242万円、温泉水のろ過機に必要なろ過材の入替え工事として660万円、非常時対応発電機修繕工事費として60万円、温泉水給水用ポンプ取替工事費として124万円、雨漏り箇所対応のための工事費として1,300万円となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 当初の想定よりも少し安い修繕費で収まっているのかなという気はしておりますが、今後もテルメにおきましては最低限の修繕は市が行っていくということになると思いますが、この最低限の修繕というのはどういうことなのかを教えていただきたいと思えます。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

これまでの過去の修繕記録を見ますと、ほとんどが空調機の修繕や交換、ボイラー関係の修繕、消防関係設備の修繕が主なものとなっております。今後におきましても同様な対応になるものと思えます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 運営に関して割と大きなものは市が修繕をしていくことに、これらもなるんだろうというふうな答弁だったと思えます。

それでは、ここで市長にお聞きいたしたいと思えます。

これも先ほど細川議員が詳しく質問されましたのと少し重なりますが、足摺テルメにつきましては、令和元年6月会議の私の質問に対しまして、売却も視野に入れるという答弁でございました。

先ほどの課長答弁にもありましたように、必要最低限の修繕はずっと今から続いていくわけでありますので、これ以上運営に対し公費を投入することはやめるべきではないかと思っております。今すぐ売却というつもりはございませんが、今回のDot Homesさんはいろいろと先ほど来、課長も説明されておられますように、新しい展開を考えていらっしゃる会社のようにございます。この契約期間4年10か月の間にですね、両者、売却を含めて市と業者の間で共通課題として、この売却を頭に入れて取り組むべきだと思えますが、市長の見解をお聞きしたいと思えます。



○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 指定管理者となったD o t H o m e s、これは先ほど細川議員の質問でもお答えをしておりますが、現在のグランピングの人気の高まりや徹底したデータ管理によるマーケティングによる経営手法などにより、現在のコロナ禍の中でも収益性を高められる会社であると判断しております。指定管理者として順調に運営していただければ、将来的には売却も含めた協議を進めたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 今回の指定管理者の今までと違うところは、イニシャルコスト、初期投資を今回されるという点であると思います。この指定管理業者が割と今まで、テルメの場合もそうですが、最初は公社から始まって指定管理者がどんどん変わってきたと。その大きな要因はやはりイニシャルコスト、初期投資をしていない。それゆえに撤退も早く、採算が取れないなと思ったらあっさりと撤退するというような感じが続いたのではないかなと思っておりましたが、今回は初期投資、グランピングで上に建てるということもございますし、先ほども言いましたように運営のノウハウを大変持っていらっしゃる会社、それと大変やる気があるとお聞きしておりますので、これは本当に本市にとれば千載一遇のチャンスだと思っております。なるべく市としても支援をして、何とか経営がうまく上がっていった売却できるというところまで、ぜひ持って行っていただきたいをお願いをしておきたいと思っております。

それともう一つ、これも以前質問させていただきました。現在の足摺テルメの資産価値を市長にお聞きしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 不動産の鑑定調査、これは平成31年2月、そしてこのコロナの影響の中で、もう1回、本年の4月に不動産鑑定調査を実施しております。

しかしながら、今後の運営や売却等への影響を考えたときには、ここで具体的な数字というのは控えさせていただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 以前聞いたときも、たしかそのときは副市長の答弁だったと思いますが、そのときも同じように資産価値は、そのときはたしか一人歩きをするのでちょっとこの場では言えないというような答弁だったように記憶しておりますが、市長、これ公費を投入して

資産価値を図っているわけですから、この場で資産価値が言えないという理由はいまいちわかりませんが、そういうことなんだろうと一旦は理解して、次に行きたいと思います。

これもテルメなんですけど、これ5月会議の委員会報告によりますと、テルメの従業員の方ですが、「解雇され、まだ職についていない方の中で希望があれば雇用したい」とのことでありました。アクトリゾートの撤退により、テルメを解雇された職員さんたちに対しましては、以前に私と武政健三議員とで高知県産業雇用安定センターの山内所長に声をかけて、再就職先のマッチングに足摺テルメまで出向いてきていただいたこともありますし、本市の社会福祉協議会の中嶋局長にお願いをいたしまして、介護職とのマッチングもしていただいております。

そのような経緯もありますので、できるならば今職についているかどうかは関係なくて、解雇された職員さん全員に声をかけていただければと思いますが、課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

議員がおっしゃったセンターの皆さんには大変御尽力いただきまして、数名の方が再就職につながっております。ありがとうございました。

前指定管理者でありましたアクトリゾート社時代から従業員間で情報共有ができるよう、スマートフォンを活用したグループLINEを持たれておりました。撤退後、そのグループの中に私ども市も参加しまして、これまで市が行う指定管理者の募集や応募がなかったことなどの情報の共有を図ってきております。

D o t H o m e s 社による募集する職種や労働条件が確定し、市のほうに情報を頂きましたら、このグループLINEを活用して解雇された皆さんとも共有したいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） ぜひ、その方向でお願いしたいと思います。

それとこの雇用に対してもう一つ、現在、労働者人口が大変減少しておりまして、その上、コロナ禍における働き方改革が言われる中、フルタイムの雇用に限らない新しい雇用体系を取り入れていただいて、兼業者やそれから移住者の方々が働きやすい職場になりますように要請してはいかがと思いますが、課長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

先月、社長ほか足摺テルメの運営に関わる方々が来られており、ミーティングも行いました。雇用に関する話の中で、全員がフルタイムではなく時間的雇用も考えているとのことでありました。宿泊業はその仕事の特性から、既に時間に変則的な従業員の募集もされておりますので、おっしゃるような様々な立場の方々の雇用の場につながるのではないかと考えております。以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） このテルメの雇用は、泥谷市長がずっと重要に考えてきたことだと認識しておりますので、ここをぜひしっかりと対応していただきますよう重ねてお願いをしておきたいと思えます。

それでは、農林水産課長にお聞きしたいと思います。

以前、足摺テルメ、薪ボイラーの導入を検討していたと聞いております。テルメが薪ボイラーを導入すれば、小規模林業者、いわゆる自伐林家にとって一定安定的な収入になり、セーフティーネットとして機能することになると思えますが、課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えいたします。

平成29年度に足摺テルメで木質バイオマスの検討を行ったところですが、採算が見込めないことや薪をストックするスペースの問題などから導入を断念した経緯がございます。

また、今年11月オープンに向けたテルメの改修では、既存ボイラーを修繕することになっておりますが、テルメに限らず薪ボイラーの普及が進めば薪の需要が増え、林業の活性化につながると思われますので喜ばしいことではありますが、一方で、先ほどのように費用対効果や薪の安定供給などの課題もあると考えております。

しかしながら、薪は宗田節の製造にも欠かせない本市の基幹産業を支えるものでありますので、薪を製造する林業経営体などに対して、行政として何ができるか検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 課長答弁によりますと、平成29年度に検討したが断念したというこ

とであります。現在、国も国策として林業の活性化を推進しておりますので、B/C（ビー・バイ・シー）ありきの考え方ではなくて、林業の発展による雇用創出や自然環境に負荷をかけないこと、そして何より土佐清水市のイメージアップにもつながると思っておりますので、テルメに限らず、薪の需要促進に取り組んでいただきたいと重ねてお願いしておきます。

そこで、この薪の生産について森林環境譲与税を活用した支援ができないものかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

本市では、特に宗田節の製造に薪は欠かせないものであり、メジカ産業再生プロジェクトでも宗田節の増産を目指していることから需要は絶えないものと考えておりますし、安定的に供給できるような仕組みも必要と考えております。

現在、森林経営管理制度による意向調査を行っております、この調査結果を受けて自伐型を含む林業経営体全般に山林の情報をお伝え、つなげるような仕組みを検討しております。

また、その山林の伐採などの施業に対して森林環境譲与税を活用した支援制度も組み立てておりますので、ぜひこの制度を活用していただき、本市の森林整備の一役を担っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 課長が言われるように、意向調査の結果を自伐型林業者に山林の情報を伝えてマッチングすることが大変重要だと考えますので、早期に対応していただくよう重ねてお願いをいたしたいと思っております。

以上でテルメの質問を終わらせていただきます。

続きまして、今ノ山風力発電について、市民課長にお伺いしたいと思います。

現在、土佐清水市と三原村の周辺で風力発電の事業計画が持ち上がっていることは皆さん御案内のとおりでございます。

現時点での計画の概要を教えてくださいたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。現時点での計画概要についてお答えいたします。

事業者は株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング、住友商事株式会社、株式会社北拓の3社が合同会社を設立して今ノ山風力合同会社として計画を進めておりますものと、日立サステナブルエナジー株式会社の2社が計画をしております。

計画区域につきましては、環境影響評価法に基づき作成されました方法書によりますと、設置場所は今ノ山近辺の本市と三原村との行政界周辺の尾根伝いとなっております、一部計画区域が重なっております。

次に、規模につきましては、今ノ山風力合同会社の計画する設備が1基当たりの最大出力5,500キロワットの発電機を36基、全体の最大出力が19万8,000キロワットとなっております、日立サステナブルエナジーの計画する設備が1基当たり最大4,200キロワットの発電機9基、全体の最大出力が3万8,000キロワットとなっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 現時点で2社により合計45基の建設予定があるということですが、これまでの計画の経緯と進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

これまでの経過・進捗状況ですけれども、2社とも環境影響評価法に基づき、経済産業省が定める発電所に係る環境影響評価書の手続フローに従いまして、配慮書の作成、次に方法書の作成が終了しております。工事前に必要な環境影響評価は4段階のうちの2段階が現在終了しております。

現在、今ノ山風力合同会社は環境影響に係る現地調査を踏まえて準備書を作成中であると伺っております。ただ、日立サステナブルエナジーは、この準備書の作成が遅れている状況であると伺っております。

市としましては、設置業者から配慮書、方法書が順を追って送付されまして、都度、事業者から協力依頼を受け、市民等への縦覧場所の提供を行い、事業者主催の法定説明会を経て、関係自治体として県より意見を求められましたので、説明会等で得た意見を踏まえて意見書を提出しております。

県は、事業者から配慮書、方法書の送付を受け、本市や住民の意見等を踏まえ、大学の教授等専門的な知識を有する14人の委員で構成する、環境影響評価技術審査会を開催しまして、配慮書については直接事業者に意見を、方法書については経済産業省に知事意見を提出してお

ります。

経済産業省は、配慮書への意見を有識者で組織します環境審査顧問会（風力部会）において環境省からの意見を踏まえまして審査し、事業者へ意見を行い、方法書届出の際は、同じく風力部会で審査し、知事・住民意見等を踏まえた上で、知事意見を添えて事業者に勧告しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 今、ここに風力発電に係るフローチャート図を持っておりますが、配慮書や方法書などで、その都度、県知事に対して関係市町村長が意見を言えるというわけですが、本市としてどのような意見を言ったのか、意見書の内容を教えてくださいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

意見書につきましては、令和元年11月22日付で市長名によりまして知事宛に、（仮称）今ノ山風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について（回答）と題しまして提出しております。それでは本文を読み上げさせていただきます。

「令和元年11月18日付、元高環共第682号で照会のありました標記のことにつきまして、騒音、超低周波音に係る影響が懸念されており、環境への影響の回避を最優先していただくとともに、地域住民等に対し積極的な情報提供を行い、わかりやすく丁寧な説明を実施し、理解を得られるよう努め、地域住民等からの意見を十分配慮していただくよう意見いたします」

以上が意見書でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） それでは、今後どのような手続で進んでいき、工事の着工日でありますとか、発電事業の開始予定とか、いつ頃になるかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

今後につきましては、2社とも国・県・市に対して環境影響に係る現地調査を実施して、環境影響評価準備書を経済産業省に届出、県・市には送付されることとなります。

市はこれまでの流れと同様に、縦覧、事業者説明会を経て、県より意見を求められますので、説明会等で得た意見を踏まえ、意見書を知事に提出することとなります。

県もこれまで同様、本市や住民の意見を踏まえ、環境影響評価技術審査会を開催し、知事意見を経済産業省へ提出することとなります。

経済産業省は、環境省や知事・住民意見を踏まえた上で、環境審査顧問会（風力部会）において審査を行い、知事の意見を添えて事業者に勧告を行うこととなります。

事業者は、この勧告を考慮の上、評価書を作成し、経済産業省の審査の結果確定となりますと、市民等へ縦覧により周知を図り、工事計画の認可申請を経済産業省に届出することとなります。

次に、経済産業省はその届出されました工事計画の審査を行いまして、評価書の遵守等がなされておれば認可となり、工事着工となります。

今ノ山風力発電合同会社の現在の計画では、工事着工予定が令和6年4月、全ての工事が完了し、発電事業の開始予定が令和9年4月と伺っております。ただ、日立サステナブルエナジ一の計画は、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、準備書の作成が遅れている状況とのことで、今後の工期を含めた計画は現在のところ未定と伺っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 課長答弁によりますと、工事の着工は令和6年の4月頃。それから開始予定が令和9年の4月ということで。

日立の計画は遅れているとの答弁でございましたが、この日立は現地調査は一切行っていないのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

動植物関連の猛禽類に係る調査はやったと、行ったと伺っております。

ただ、電波障害とか景観、水質等々、現地調査を踏まえて予測・評価をしなければいけないメニューが多くあります。まだ、いまだそちらのほうには着手していないと伺っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） ということは、日立のほうは先ほどの着工予定、事業開始予定から少

し変わってくるのではないかと、遅くなるのではないかとというふうに思っております。

ただ、これはどちらにしましても市民への周知が決定的に足りてないことが問題であると感じております。

たしか説明会が2019年9月22日に三崎のほうで第1回目があり、関係者を外すと市民の参加は1名だったというふうに聞いております。その後、同じ2019年10月に2回目の説明会がまた三崎のほうであり、たしか私も行きましたが、私の記憶では岡本議員と前田議員も参加され、その当時の市民課長も参加されていたと記憶しております。その後は説明会は開かれていないのではないかと感じております。

私はこの場で風力発電の是非を言うつもりはございませんが、市民が判断するだけの材料を説明会の周知を徹底的にする必要があるとすごく思っておりますので、担当課としましても事業者任せではなくて、市民に対して一定情報提供をするべきであると思っておりますが、課長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

一昨年、事業者が方法書に係る住民説明会を開催した際には、周知不足で非常に参加者が少なかったことがありましたので、再度、住民説明会の開催と、開催に当たりましては住民への周知や情報を広く公開し、地域住民との関係性を大切にさせていただくよう要請して、再度説明会を開催していただきました。確かに吉村議員御指摘のとおり、市民への周知不足は否めないと感じております。

市としましては、今後は1人でも多くの方にこの事業を知ってもらうための情報提供に努めてもらうよう事業者に要請してまいります。

今後の事業や住民説明会開催についての周知策としまして、これまでの新聞への開催告知、計画近隣地区限定の回覧・マイク放送に加えて、新聞全紙による折り込みチラシや市広報への掲載、開催会場の増、可能であれば市内全域のマイク放送の活用など広く市民への周知に努めるよう要請をしたいと考えております。

市としましても、市広報やホームページを活用しまして、事業や縦覧・説明会開催告知の案内など情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 昨年、岡本議員が今ノ山風力発電について質問されております。

少し読ませていただきます。今ノ山の風力発電に対して、市長はどのように考えるかという



ような質問に対して、市長は、「何よりも市民の声を大切にしながら土佐清水市のまちづくりの観点、また、ジオパークや環境、観光、土佐清水市の歴史、こういったものを十分に考慮しながら、これからも事あるごとに意見を県には伝えていきたい」、このように答弁されております。

このフローチャート図でも、市長は県知事のほうにあと二、三回は意見が言える機会があると思っております。そのときにしっかりと地元の民意というか、市民の声を伝えるためにも周知徹底が必要不可欠だと思っておりますので、担当課は、ぜひそこに全力で取り組んでいただきたいと思っております。

それで、今市長答弁の中にもありましたように、先日、ジオパーク申請の一次審査があり、通過したとのことでありましたが、私もニュースでそれを見ておりましたし、ユーチューブですかね、プレゼンの様子も拝見いたしました。若い女性の職員さんが大変明るくプレゼンされていて、3つの中では一番よかったんじゃないかなと関心して見ておりました。

ただ、この今ノ山の今の風力発電の計画はジオサイトに位置づけされていると認識しております。このことはジオパークの理念とは相容れないものではないかと思っておりますが、担当課長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 国立公園\*ジオパーク推進課長。

（国立公園\*ジオパーク推進課長 酒井 満君 自席）

○国立公園\*ジオパーク推進課長（酒井 満君） お答えいたします。

議員御案内のとおり、今ノ山はジオサイトに選定しております。そのサイトの範囲は鳥獣保護区と自然環境保全法に基づく特定植物群落というものを含む山頂付近でございまして、現在の計画の風力発電機の設置予定範囲との重複はございません。

この事業によって、ジオサイトそのものであったり、ジオサイトの価値というものを損なうこととなれば問題ですが、環境配慮書や方法書、知事意見書などを参考とする限り、今のところその可能性は低いというふうに考えております。

次に、ジオパークの理念についてですけれども、ジオパークは地質遺産の保全と活用の両立を理念としておりまして、基本的には建設や開発を一方的に拒否するというふうな考えはございません。

再生可能エネルギー事業の開発によって、ジオパークの認定取消しや新規認定を見送られる事例というのは、今のところ世界・国内とも確認しておりません。

このようなことも踏まえまして、今回これだけの計画ですので、自然や暮らしへの影響・懸念はあろうかと思っておりますけれども、これをもってこの計画段階でジオパークの理念に相容れないというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） これもたしかプレゼンのときだったと思うんですけども、パワーポイントで映って、今ノ山の絵があって全体はジオパークというようなパワーポイントでやっているのを見ましたが、あと竜串の自然再生データベースというのがありまして、その中で次のように指摘した文言がございます。少し読みます。「1950年代以降、観光開発などの影響で湾内の水質が悪化し、1990年に入ってサンゴの衰退が目立つようになった。それに追い打ちをかけるように、2001年に発生した西南豪雨により、河川から大量の土砂が流入し、多くのサンゴが死滅した」とあります。そして、回復したのは2014年頃だったと、大体14年かかっていたということであります。

ジオパークの理念の中に、持続可能な開発という概念がありますが、それは水質悪化やサンゴの死滅、土砂崩れのリスクを抱えても開発することを指すものなのかを課長にお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 国立公園＊ジオパーク推進課長。

（国立公園＊ジオパーク推進課長 酒井 満君自席）

○国立公園＊ジオパーク推進課長（酒井 満君） お答えいたします。

観光を戦略産業に位置づける本市におきまして、例えば竜串湾やそこに生息する多様な生態系は地域にとって持続的な発展を支える貴重な財産と考えております。

御質問のように、これらに水質汚染やサンゴ死滅などの悪影響を与える開発はジオパークにおいても推進できませんし、基本的には持続可能な開発とは言えないというふうに考えております。土砂災害の危険性のある開発についても同様というふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 課長答弁、つまり生態系や貴重な資源に悪影響を与える開発は、ジオパークの言う、持続可能な開発ではないとのことであったと思います。課長ありがとうございました。

そこで、今ノ山風力発電事業に係る高知県環境影響評価技術審査会、ちょっと長い、そういう委員会があります。これは高知県林業環境部環境共生課が主体となり、今ノ山風力発電事業に対する審査を行っている委員会であります。その議事録（令和元年6月5日）であります。その中で大変気になる部分がありますので、少し読み上げさせていただきたいと思います。

まず、一色副会長が、この計画は大変大型ですので慎重に進めていく必要があるという意見を述べられた後に、石川慎吾委員という方がこのように言うております。「地元の自治体である土佐清水市と三原村の意向はどうだったのか」と、この質問を事業予定者にしております。その事業予定者がどのように答えたかと言いますと、「両行政とも説明に伺ったが、地域の活性化につながるというように考えていただいております、なんとか実現の方向に向けてほしいといった期待感をいただいている」……

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） どうぞ。

（2番 弘田 条君自席）

○2番（弘田 条君） 今のはちょっとどうかと思っておりますね。

まだこれは清水の議会でも決まってもないし、その中でちょっとこれはどうかなと思っておかしいのではないかと思うので、議運を開いていただいで確認してもらったほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） . . . . .

議運を開いてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） どうぞ。

（7番 岡本 詠君自席）

○7番（岡本 詠君） 2番の弘田議員の今の発言、ちょっと意味が分からんので何がいかんのかはっきり説明してもらっていいですか。

○議長（永野裕夫君） 弘田議員。

（2番 弘田 条君自席）

○2番（弘田 条君） 今の発言の中で、言いたいことはやっぱり今の説明の中で三原も清水も議会がそうやって賛成しているように、聞くように思いましたので、ちょっとそれは事実ではないのかなということがあって、それは確認したほうがいいのかなと僕は思っています。

○議長（永野裕夫君） 議運を開いてください。確認事項です。

午前11時32分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（永野裕夫君） このまま質問を続行するということに議運のほうで決まりましたので、そのように取り計らいをいたします。

それでは、吉村議員どうぞ。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） それでは、少し前へ戻ります。

その石川委員が地元の自治体である土佐清水市と三原村の意向はどうだったのかということ  
を事業予定者に聞けば、「両行政ともに説明に伺ったが、地域の活性化につながるというよう  
に考えていただいております、なんとか実現の方向に向けてほしいといった期待感をいただい  
ている」と。「両議会とも同様の意見をいただいている」ということが載っております。

この議事録に載っている行政とは一体誰を指すものなのか分かりませんが、一般的に考えま  
すと担当課か市長になると思うのが普通であります、まずは市民課長の御見解をお聞きした  
いと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

私はこの4月に市民課のほうに異動になりまして、今ノ山の風力発電に係る資料を確認いた  
しましたが、そのような書類ではその事実は存在しておりません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） それでは、担当課として今ノ山の風力発電を推進するという立場では  
ないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） 課といたしましても、今ノ山へ風力発電設置ありきでの計画や事  
業者との対応はしておりません。これまでも、これからもこの考え方、スタンスについては現  
時点では変わりありません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） では、市長にお聞きいたします。

この議事録に記載されていることを発言されたのかどうかお聞きいたしたいと思いま  
す。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この議事録の方がどういう考えで、このような発言をしたのか定か  
ではありませんが、議事録にあるような内容の発言はしておりませんし、また、議会につい  
ても

同様だというふうに私は考えております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 市長が発言していないのならば、この事業者側に対して抗議、並びに訂正削除を要求すべきと考えますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この議事録を見ますと、令和元年6月5日の審査会での発言だと思いますが、先ほどの課長からも言いましたように、市としての公式といいますか、正式な見解につきましては、この令和元年11月22日に提出した、先ほど課長が読み上げた意見書で申し上げたとおりでありますので、県のほうもそういうふうに理解をしていると思いますので御理解いただきたいと思えます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 私もそのように理解をしておりますが、これは県のホームページに載っております、これは誰でも見ることができるわけでありまして。この公文書にこういう間違ったことが記載されているということは、土佐清水市長を含め、行政の方々も大変迷惑な話だと思っておりますし、ましてこの議会ですね、議会も同様に推進を期待しておるといようなことを、これを議長が言うているとは、私は到底思っておりません。それならば正式に取消しを審査会に対して、審査会というよりも事業者でしょうかね、に対して抗議してやるべきだというふうに思っております。

今、ここは一般質問でありますので、議会のことはまた議会で、議運なり全員協議会の中でこのことを話し合っただけで厳正に向こうの事業者に対して抗議するべきだと思っております。市長のほうにも、当然これは訂正抗議をしていただくようお願いをしておきたいと思えます。

この風力発電の工事による影響や超低周波の問題など、いろんなメリット、デメリットが考えられますが、今回のこの議事録の件はそれ以前の問題であると思っております。こんなことあがあると事業者に対する信頼関係が築けるわけがないと思っております。

現在、各地でこの風力発電大変問題化しております。近くの四万十町議会では全会一致で反対決議をされたということも聞いておりますし、この前、徳島県議会のほうでも全会一致で国に対して今ある法制度を変えるようにというような要望書も出されたと聞いております。これですね、このまま進んでいくと配慮書、方法書、現地調査に来て、準備書、評価書という段取りで行きます。実質、この準備書に移行するとなかなか法的には止められないというような側面

もあるやに聞いておりますので、ここは市として、市長もおっしゃるように市民の声を聴きながら進めていただきたいと切にお願いしておきますし、私自身はこの計画は白紙撤回することが望ましいと指摘をしておきたいと思っております。よろしくお聞かせしたいと思います。

それでは、続きまして、釣鰯組合について質問させていただきたいと思っております。

これはもう皆さんも御存じの方も多いと思っておりますが、ブリの一本釣りは大正時代から続く土佐清水市が誇る伝統文化だと思っておりますが、最近はやはり漁師の高齢化や人手不足など大変厳しい状況になっていると聞いております。

以前、私予算委員会のほうで釣鰯組合について質問をさせていただきましたが、農林水産課として何らかの支援ができないものかお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

漁業者の高齢化や後継者不足は、釣鰯組合のみならず、本市の漁業の全体を通じた共通の課題であります。

本市では、現在、一般社団法人高知県漁業就業支援センターや移住促進担当などと連携して、自営や雇用型の新規漁業就業者の確保・育成に向け取り組んでいるところであります。

新たに漁業者を目指す方や漁業者を受け入れる団体に対して、漁業就業支援事業にて生活支援や指導者には謝金を交付してありまして、釣鰯組合も本事業の対象になると考えております。また、コロナによる漁業経営の悪化は、本市のみならず全国的な問題であります。具体的な要望があれば検討したいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 課長に前向きな答弁をいただきました。

いろんな制度があるかと思っておりますので、担当課として前向きに検討していただいて、ぜひ支援につながるようお願いをしておきたいと思っております。

そして、このブリの一本釣りは、前の予算委員会でも観光商工課長のほうにお聞きしたと思っておりますが、体験型観光の1つのコンテンツとして全国に発信してはどうかと思っておりますが、課長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

以前、ワールド・ワン主催でワールド・ワンのファンの皆さんに土佐清水市を訪れてもらい、観光・体験・食を直接楽しんでいただくというツアーが実施されておりました。その体験の中で釣鰯組合のブリのタタキを港で食するというメニューがあり、大変好評だったとお聞きしております。そのときに関わった民間の方が釣鰯組合を観光につなげたいと取組を始めているようにお聞きしました。ぜひ、具体的に進めていただきたいと期待するところです。

また先日、足摺岬周辺の海上遊覧を行っている方々と新しい事業について協議をしたときに、釣鰯組合ともコラボレーションしたらおもしろい体験ができるのではないかと意見も出ておりました。

このように関係者の皆さんが釣鰯組合の活動を体験型観光の1つとして注目していることは間違いありません。関係者が連携を取って具体的な計画立案、実施につなげたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この釣鰯も私最近知りまして、足摺の沖のところで餌づけといいますか、餌を定期的に入れて、そこにブリが来て、それを一本釣りすると。それで観光商品としてホテルとタイアップして、その釣ってきた、釣るのを見に行き、そしてそれをタタキで食べるというような商品化をして2018年頃始められていたというふうにお聞きしておりましたが、今のコロナ禍で大変そこも止まってしまい、釣鰯組合としても経営が大変な状況とお聞きしております。

ただ、今回は民間企業と釣鰯組合がタイアップして観光商品として全国に発信していきたいというような動きがあるようですので、これも農林水産課と観光商工課と民間が連携してこの事業を推進いただければと思っておりますので、重ねてよろしく願いしておきたいと思っております。

以上をもちまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時57分 休 憩

午後 1時10分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 会派市民のこえの前田晃です。

通告に従いまして、3点の質問をいたします。

まず1つ目は、先月行われました市長選挙に関わって、市長にお尋ねしたいと思います。

この市長選挙の結果はなかなか興味深いものでしたけれども、まずは泥谷市長の当選おめでとうございます。市長選では市長が3選を果たしたわけですがけれども、わずか270票の僅差であったことから、市長にとってはまさに薄氷を踏む思いの勝利ではなかったかなと思います。

この選挙結果につきましては、高知新聞は「予想上回る転換希望」という見出しで、新人候補の健闘とともに、前回から1,656票減らした泥谷市長への「支持離れ」と市長が「謙虚さをなくした」との声にも触れておりました。

市長にお尋ねをします。記者から僅差の勝利、この選挙結果を問われまして、市長は「政治姿勢、市政運営に対する批判と謙虚に受け止める」と答えておりましたけれども、では具体的にその政治姿勢や市政運営の何が批判をされたとお考えなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この報道については、選挙翌日の午前中に高知新聞社の山崎支局長とのインタビューの中で、これだけではないのですが、いろんな面でのこの選挙における総括といますか、そういったインタビューに基づいて答えたわけではありますが、結果は結果としてこれは重く受け止めておりまして、この結果に基づいてそのときにはこの政治姿勢といますか、これまでの市政運営に批判があったのだなという率直に答えたわけですし、具体的にこれまで1か月たって、まだいろんな分析なり評価もしなければならぬわけではありますが、やはり3期目というのがなかなか難しいかなというそういう思いもあります。

過去にも私もいろんな選挙に携わってきたものですから、特に市長選におきましては、矢野川さんの4選目の16票差という非常に僅差の勝負も見てきておりますし、また、和泉市長の3期目は166票差でした。また、西村市長の3期目の選挙というのも152票差という、本当に3期目、長らく市長するということがいかに大変なことかというのは本当に身に染みて感じたところであります。

この結果は結果として重く受け止めながらも、これまでやってきたことも、また総括もしながらこの3期に向けて気を引き締めて、また謙虚な姿勢で臨みたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 具体的に何がということについては、これからの分析だというお話



でした。3期目の難しさということを強調されましたけれども、この間、国からのコロナの交付金を使って市民に見える形のコロナ対策を行うことができたという現職の市長は、私は選挙戦でも圧倒的に有利な立場にあったはずだと思いましたがけれども、いざふたを開けてみると、高知新聞のいう転換希望と支持離れが予想以上で、市長が質問に答えて、心情的には敗北と感じたと述べたのは正直な感想かなというふうに思いました。

私は市長の発信力ですね、これは本当に高く評価をしております。また、午前中の細川議員の質問の中で公約の達成率も高いというふうなお話もされておりました。2期8年はそういった取組があったのかなというふうには思いますけれども、私は今回の選挙結果を見る限り、そういった泥谷市長の政策とか説明不足とかいったことではなくて、公人としてのね、市長の在り方が問われたのではないかなというふうに私は感じています。もっと言えば、多数をかさに着た強権的な政治手法や、公平さ・公正さを欠いた政治姿勢が批判をされたのではないかなというふうに私は思っています。それはさきの県議選での連名ポスターの問題や、ボトムアップが協調されましたけれども実質はトップダウンの政策の立案、不公平な人事、そして議会におきましては議場でのルール無視の横柄な態度、私の質疑をめぐる議会への介入など挙げればきりがありません。

市長にお尋ねをします。市民、有権者の皆さんは2期8年の泥谷市政に、今お話しました強権的な手法と地元優先、仲良し優遇というね、こういう声も聞かれるわけですがけれども、国政で言えば森友・加計・桜とやりたい放題の安倍政治に近い体質を感じて、それが僅差となったのではないかなというふうに私は感じています。それは高知新聞のいう謙虚さの欠如ということにもつながるようにも思うんですけれども、この「謙虚さをなくした」という声についてはどう受け止め、どう対処されるのか。これも検討課題ということになるのかもしれませんが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） そういった今、前田議員が申したことについても、これも謙虚に受け止めながら改めるところは改めてやっていきたいと思っております。

「謙虚さをなくした」、どこを捉えて新聞社の方には折があったら聞きたいとは思いますが、どういうところでそういうあれが出たのかということも含めて、1人でもそういうことを思う方がいるわけですから、これはまたこの現実も謙虚に受け止めながら、また皆さんの声も謙虚に聴き、そして市政運営に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私も質問をしながらですね、市長にちょっと気の毒かなと思いつつも質問しているんですけども、もう1点、当選直後の高知新聞のインタビューに答えましてね、市長が「経験も実績もない方に清水を委ねる方が半数いたことは、私の市政運営に対する批判だと思う」ということを述べています。これも自分に対する批判だと言ってますけれども、私が読んだ限りでは、市長が御自身、行政のプロということをお認めするのであれば、経験も実績もないアマチュアの新人にこれほど肉薄をされたという、その自らの至らなさを本当に真摯に受け止める、それが謙虚さではないかなというふうに思うんですね。何かあの言葉を聞くと、新人を支持した人たち、そして新人へやいばを向けているようなね、私は印象で受け取ったんですけども。そのときの率直な市長の気持ちやったのかもしれない。

しかしながら、市民はこれからの4年間を泥谷市長に託したというわけですので、市民の命と暮らしを守るために、それこそ謙虚さを持って、先ほど答弁ありましたけれども頑張っていたきたいと思います。

それからまた、今回の選挙結果につきましては、午前中の吉村議員の指摘にもありましたけれども、市長が力を入れてきた議会対策といいたしでしょうか、それに対する批判でもあるということを考えれば、私たち議員も議会の在り方への間接的な批判だというふうにこの結果を受け止めて、今後の議会活動に生かすべきだということをお申しあげまして、次の質問へ移らせていただきます。

2つ目です。2つ目は、障害者雇用に関わる質問です。

障害がある方が仕事を通じて社会参加をすることは、対等・平等の共生社会の実現にとっては極めて重要な課題です。障害者の就労を推し進める「障害者の雇用の促進等に関する法律」、以下、「障害者雇用促進法」と言わせていただきますけれども、促進法は民間企業や国、地方自治体の積極的な障害者雇用を義務づけております。

総務課長にお尋ねをします。この障害者雇用促進法が、民間の事業所や自治体に対して義務づけていること、その内容についてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、雇用義務制度として、事業主に対し法定雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者・精神障害者の雇用が義務づけられています。

なお、自治体の法定雇用率は2.6%、教育委員会は2.5%、民間事業所は2.3%となっています。

また、平成28年4月1日施行の法改正では、雇用の分野における障害を理由とする差別的

取扱いの禁止と事業主に障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務づける等の障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務が規定されています。

なお、ほかに民間事業所を対象とした障害者雇用納付金制度があり、雇用率未達成企業から納付金を徴収し、雇用率達成企業などに対して、調整金、報奨金を支給するとともに各種の助成金を支給するもので、この制度を通じて障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整が図られております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 詳しい説明ありがとうございます。

事業主や自治体には障害者を一定の割合で雇用する法定雇用率の達成、そして障害者の差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供などが義務づけられているということでもあります。

では続けて、障害者雇用における自治体の果たす役割について、総務課長にお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

障害者施策の基本理念である、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現のためには、職業を通じた社会参加が重要となります。

このため、障害者の雇用の促進等に関する法律においては、障害のある人は経済社会を構成する労働者の一員として職業生活においてその能力を發揮する機会を与えられるものとされ、障害者雇用施策は、こうした個人の尊厳の理念に立脚した障害者の社会的自立、すなわち職業を通じた自立を実現するという基本的理念の下で進められております。

こうした理念の下、国・地方公共団体等は障害のある人が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力し、また、その雇用の促進する特段の必要性から優先雇用施策を講ずること、その雇用の安定を図るよう努めること等の責務を有しており、さらに、募集・採用段階及び採用後において、障害のある人に対する合理的配慮を講ずることも義務づけられています。

また、国及び地方公共団体は、障害者雇用施策全体の推進を図る責務があるだけでなく、自ら率先して障害者雇用を進めていく責務があります。

このため、法定雇用率が民間企業よりも高い水準で設定されるとともに、雇用の質の確保、

つまり障害のある人がその能力を発揮して生き生きと活躍できる職場環境を整備し、職場定着を進めていくことについて積極的な取組が求められております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 丁寧な説明をありがとうございます。

障害者雇用促進法の第6条には、先ほど課長の答弁ありましたけれども、国及び地方公共団体の責務としまして、障害者雇用施策全体の推進を図るとともに、自ら率先して障害者雇用を進めるということが定められております。いわば自治体には地域の先導役として障害者雇用に取り組むことが、この促進法から要請されている、義務づけられているということです。

先ほど、課長答弁ありましたけれども、法定雇用率がそのため自治体が2.6%、民間が2.3%ですね。ちょっと高く設定をされているというのも、そのためであるわけですね。

ところで、私は3年前の9月会議で市役所の障害者雇用に関わって、さきに今触れました法定雇用率の問題、そのときは官公庁の法定雇用率の水増しが問題になったときでした。その問題と、そして障害者の受験資格の種別の拡大ですね。身体障害者だけじゃなくて、知的、そして精神障害の方も受験資格の中に入れてもらいたいという要請をしました。そして、3つ目に障害者の別枠採用を求めるということも質問の中に入れてさせていただきました。

その後、執行部で検討していただいたのでしょうか、この障害者の別枠採用での募集が実現をしまして、昨年4月に聴覚障害のある青年、個人のプライバシーの問題がありますので、以下A君と呼ばせていただきますけれども、このA君が採用されました。A君は聴覚障害者2級、重度、一番重い重度の2級の手帳を持ってしまして、この採用は本人や家族の喜びはもちろんですけれども、本市の障害者雇用に展望を開くものとして関係者の皆さんからも大いに歓迎をされました。

ところが、喜んだのもつかの間、1年を経過したこの3月末の異動でA君は自ら退職を申し出て、この市役所を去ることになりました。

私のこの質問はですね、このA君の採用、退職問題に関わってお尋ねをするものでありますけれども、なおその前に、私はA君の御両親から今回の退職に関わる相談を受けました。また、A君本人とも面談をいたしました。一般質問でこのような形で取り上げれば名前を匿名にしたとしても、障害の種別や仕事の内容などからA君が特定される可能性があることを伝えましたところ、A君本人がその点については了解をしてくれましたので、今回のこの質問に至っているということ、まず申し上げておきたいと思っております。

それでは、総務課長にこのA君の採用と退職に至った経過についてお伺いをしたいと思います。

す。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

採用につきましては、令和元年12月の広報とさしみず等を通じて採用職種として一般行政職とし、応募の条件として障害者のみ受験可能な対象枠での募集を行い、令和2年1月25日、26日の教養試験、作文試験、事務適性試験及び面接試験を経て、令和2年4月1日に採用されました。

採用後は同時に採用された他の職員と等しく、職務や業務指示に対する理解や習熟度合等、職員としての適性等を様々な角度や関係職員により確認・検証を重ねてまいりました。

なお、退職の経緯等につきましては個人のプライバシーに深く関わる事項でございますので、答弁を差し控えさせていただきます。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 個人情報の関係もあって、課長の答弁も配慮したものだというふうに思います。それについては私もおおむね了解はしておりますが、ただ、私が疑問に思いますのは、この市役所の採用を本当に歓迎をしたA君が、なぜわずか1年で退職をすることになったのかということ、そして、市には重度の聴覚障害者を支える体制が本当に出来上がっていたのかということをおね、私は疑問に思っています。

さきの課長の、さきのさきの答弁にあった促進法の義務づけの中でも、特に障害者の就労に大きな影響を及ぼしているのが合理的配慮の提供ということです。この合理的配慮といいますのはね、こういう定義をされているんですけども、障害者の仕事の支障となっている事情を改善するために必要な措置とそういう定義がされていますけれども、まとめれば障害者が本当に能力を発揮できるための条件整備のことと言えらると思います。雇用主、雇用者にはその提供が義務づけられていると、促進法からですね、ということなんですよね。

聴覚障害者への合理的配慮としましては、手話通訳者や要約筆記者などの配置、筆談、メールなどの情報機器の活用や整備などが考えられますけれども、ここで総務課長にお尋ねします。

市はA君にどのような合理的な配慮をこの間提供したのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

条件付採用に関しては地方公務員法第22条により、「職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定めるところにより、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。」と規定されており、採用された職員は全て等しく条件付採用となります。

これは採用試験により採用された職員は、その試験結果により一定の能力や適性については実証されていますが、採用試験は限定的な時間の中での筆記試験や面接等の結果であるため、採用試験のみでは職員としての能力等の実証には限界があります。

そのため、採用試験を通過した者に対して、実際の職場での勤務を通じた行政職員としての職務遂行能力の検証を行うこととなり、その結果が良好な成績であれば正式採用になるという仕組みです。この条件付採用の期間は最低でも6か月、最長で1年まで延長可能とされています。

合理的配慮については、障害者の雇用の促進等に関する法律第36条の5第1項の規定により、地方公共団体は障害者への提供の義務が課せられております。

採用後における合理的配慮としては、「障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために講ずるその障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置」とされています。

本市における合理的配慮として、業務の付与に関しては特性に応じた業務内容や量の調整を適宜実施してまいりました。

なお、情報の相互伝達手段に関しては主に筆談を用いて、場合によっては口話も交えながら実施してまいりました。

また、随時の面談等により御本人の希望する支援内容の聞き取り、文字翻訳アプリ利用や筆談機器導入の提案、繰り返し確認できる情報交換の手段としてのメール利用、手話通訳者やハローワーク、四万十からの職業指導官の派遣等を実施してまいりました。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 非常に丁寧な答弁でありがたいんですけども、私がお尋ねしたのは後半の部分だけです。基本的にはね。

合理的配慮としては、業務を様々な提起と、それから筆談、口話、口の形で解釈するですね、それから面談で話を聞いたと。それから手話通訳者も配置したというふうに一般的な話をしてくれましたけれども、この点について、それはそうでしょう。やっていると思いますよ、そういうことをね。ただ、それが有効かどうかという問題がね、私はあると思うんです。

先ほど課長は公務員の採用の条件付採用についてお話を最初してくれました。

地公法の22条では、公務員の採用というのは、言われましたように条件付採用で一定期間、通常は6か月ですよ。職務を良好な成績で遂行できれば正式採用するという仕組みになっています。

しかし、これは法律違反とか本人の健康上の問題とか、よほどのことがない限り勤務成績良好とみなして6か月後には正式採用になるのが普通なんです。人の能力というのはね、6か月で分かるわけじゃないですよ。だから、そういう点もね、地公法は運用の場では了解しているんですね。人が育つには何年もかかるよ。取りあえず6か月はね、良好な勤務をしたということとね、配慮をしてこういう形になっているんだというふうに私は思うんですけれども。

A君の場合はですね、この期間を1年間に延長して、当初言いましたが一般行政職の仕事やその他の仕事も適正を検証していったと。最終的には、言いませんでしたけれども、一般行政職としては難しいという判断をされたのではないかというふうに思います。

しかし、先ほど言いましたけれども、評価される側の成長の可能性ですね。それから評価する側の、私これ技能の限界というのもあると思うんですけれども、そんな中でわずか1年の条件付採用の期間に人の能力を正しく評価できるものなのか。また、市が提供したというふうにさっき話幾つか出していただきましたけれども、この合理的配慮はA君の障害を十分にバックアップするものだったのでしょうか。

聞くところによれば、手話通訳者については最初の6か月間、これ条件付採用期間の6か月ですよ、手話通訳者がつかず、10月になって要望があつてやっと配置されたということなんです。もしA君を支える体制が十分でなかったと。この条件付採用期間の能力や適性評価の正当性もね、崩れてしまうことになるんですよ。

副市長にお尋ねします。条件付採用期間中に市が提供した先ほどの合理的配慮と、そして彼に対する能力・適性評価、これは個人情報だからという話なんですけれども適切なものだったというふうにお考えでしょうか。副市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

合理的配慮に関しては、先ほど総務課長から答弁いたしたとおり、本市として対応し得る範

囲の中で現場職員から適宜、適正に対応したものと認識しております。

なお、人事評価につきましては、個人のプライバシーに深く関わる事項でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 聴覚障害者の就労につきましては、コミュニケーションが一番の課題とされていますので、とりわけA君のような重度の聴覚障害者では専任でA君を支援する手話通訳者や要約筆記者、専任です、相談員等の人員配置があつて初めて能力を発揮できるということになると思います。

また、同じ聴覚障害でも手話が分かりやすい人、筆談がいい人など、人それぞれ都合のいいコミュニケーションの取り方があるんだそうです。A君の場合は聾学校生活で手話に慣れていたようですので、手話通訳者の配置が一番求められていたということになるんだらうと思います。

副市長にお尋ねします。この問題は、加えて障害者雇用というのは、障害を支える職場や同僚、そして上司の役割が決定的だというふうに思います。

しかし、今回のような職員数が変わらないまま新人の障害者の援助と指導ということになると、職員の過重負担というふうになるので明らかだと思います。重度の聴覚障害者が能力を発揮できるようにしっかりと支え、かつ職員の過重負担を軽減する合理的配慮として、先ほど言いました専任で支援を行う者、A君の場合は手話通訳者だと思います、を配置する必要があつたのではないのでしょうか。

副市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 障害者が円滑に職場になじみ、働きがいを持って日々を過ごし、有する能力を最大限に発揮できるよう組織として対応する方法の1つが支援員の配置であると考えております。

国や先進的な取組を実践されている自治体では、相談員支援制度やメンター制度を導入し、障害の特性や個性の把握、個性に応じたコミュニケーションや指導を通じ、障害者の達成感、自己有用感を感じられる業務付与等を行うことや定期的な面談等の相談支援等の支援体制を構築することにより、障害者が安心し、勤務できる職場環境を整え、職場への定着を成功させる事例もあると聞いております。



しかしながら、こういった充実した体制構築が可能な自治体はある程度の人口規模を有し、職員数にも一定の余裕があるという条件があるものと推測されます。

こういった事例を本市にそのまま当てはめて運用することは現実的に困難であると考えますが、支援制度のような体制の構築や公共職業安定所の障害者専門支援員等の制度の活用等、今後においても検討する必要は十分にあると認識しております。

また、令和元年6月14日に公布された「障害者の雇用の促進等に関する法令の一部を改正する法律」において、5名以上の障害者を雇用する公共団体等は障害者職業生活支援員の配置が必要となっていることから、今後、必要になった場合には関係職員の資格認定講習を受けさせ、相談員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 先ほどの答弁と合わせますとね、土佐清水市の規模から言っても対応できる範囲での合理的配慮だという捉え方なのかもしれません。だから手話通訳者まではちょっとできないよということなのかもしれませんけれども、私はやっぱりA君の障害の特性からね、どうしてもやっぱり必要だったというふうに思います。

ちょっと話聞いてみますとね、最初はA君は手話通訳者は要らないということ話をしたというのは聞いてますけれども、条件付の新採者が「何々してほしい、つけてよ」なんてことはね、通常なかなか言えないと思います。副市長も新採のときにどうこうしてくれなんてことをね、上司や職場の中でね、新採のときはなかなか言えないと思うんですよ。

だから、結局は初めて体験する市の仕事、指導をそのまま受け入れたということだと思うんですけども、今聞きましたも、市は、はなから合理的配慮の中に手話通訳者を配置するということは私なかったんだろうと思います。筆談とかメールで対応できると考えたんじゃないですか。そういう対応をされたんだというふうに思います。私はA君がね、それ付度してね、じゃあ僕も手話がいいんだけど筆談で頑張ってみようかということが私は発端だったんじゃないかなというふうに思います。

けれども、その途中途中でコミュニケーションに困っているA君の姿はね、多分皆さん見たと思うんですよ。そういう点で言うと、さっき相談体制もできたということでしたけれども、なかなかそれが機能してなかったんじゃないかなという印象を私は持ちます。

副市長に続けてお尋ねします。A君を障害者枠で一般行政職として採用したということの前段課長が言いましたけれども、一般行政職として採用したというのであれば、先ほどから何度も言いますが、重度の聴覚障害のA君が一般行政職として活躍できる条件整備をまず

べき、専任の支援を行う者の配置をすべきではなかったかと思えます。

市が一般行政職として採用した以上は、A君の障害とその特性に合わせて1年だけじゃなくて何年もかけて最大限の援助をして、一人前の職員、一般行政職として育て上げる責任が採用した以上あるんじゃないかと私は思うんですけども。その点については、副市長どのようにお考えか御所見をお願いします。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

障害者の雇用の促進等に関する法律第6条により、国や地方公共団体は、「自ら率先して障害者を雇用する」とともに、「障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進する」こととされており、雇用した後の障害者の職場定着に関しても重要な責務があるものと考えております。

先ほどの合理的配慮とも関連していきますが、雇用した障害者への定期的な面談や聞き取りを通じて、職場における必要とされる各種の対応を実施するとともに、その職務内容についても、その特性に応じた業務付与を行い、障害者が安心して勤務できる職場環境の構築を行い、職員として育成することが重要であると認識しております。

なお、市政運営を担う職員の育成につきましては、組織として職員の一人一人が自らの能力を高め、それを最大限に発揮して活躍することができるよう、必要な仕組みや環境整備を行う責務があると認識しており、このことは障害があるなしに関わらず、組織としての普遍的な責務であると認識しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 個人情報に関わるというようなことでね、なかなか一般論で話をされているのかもしれませんが、私が質問したことにね、何かうまくかみ合っていないんですよ。副市長いろいろ言われますけれども、地域の障害者雇用の先導役として、市が、自治体が、その取組を要請されているというわけですから、これ人件費を持ち出してでも本気で障害者を支える体制をつくり、採用した職員を一人前に育て上げる責任がね、雇った側に私あると思うんですよ。これ誰も否定できないと思いますよ。だから規模とかそういう問題は後で触れますけれども、そういう責任があるんだというふうに私思います。

ところで、A君に採用になったときの思いや抱負を尋ねました。すると、「市民のために役

立つ仕事をしたい。そして障害者としての自分の体験を生かしたい」と答えてくれました。また、市役所を辞めることにした理由を尋ねますと、「障害者について理解してくれる人が少ないし、仕事もスムーズに進められなかった」と答えました。これはA君の声ですね。それから、「何が変われば、何があれば仕事を続けられたと思うかね」と尋ねましたら、「障害者についてどう対応するか勉強してほしかった」というふうに答えました。

市民のために、障害のある自分の体験を生かしたいと期待に胸を膨らませていたのに、障害への理解不足からその思いを生かせず、わずか1年で退職の道を選ばざるを得なかった。このA君の無念さを思うと本当に胸が痛みます。

今回のA君の退職は、A君の側でなくて市の側に合理的配慮を含めた聴覚障害についての理解の甘さがあって、障害をバックアップする体制ができていなかったということが私は一番の原因ではなかったかなというふうに思います。これは個人情報でも何でもありません。制度として、私はそう考えています。

市長にお尋ねをします。本市の障害者計画には、これです。これは直接福祉に関わる部分が主ですけれども、ありますよね、これ、土佐清水市障害者計画というのがあるんですけれども、この中には重点施策として雇用機会の拡大や就労の場の整備などを掲げています。

また、改定をされました、これ後でまた時間があれば取り上げたいと思いますけれども、人権を尊重する社会づくり行動計画2021には、障害者に対する理解や認識を深める教育啓発の推進や就労機会拡大の支援が取組に位置づけられてもおります。障害者の人権尊重を掲げている本市が、障害を持ちながらも市役所職員として市民のために頑張る決意をしたこの青年を、障害への理解不足と本人の能力や意欲を問題にして、評価はそうだと思います。退職に追い込んでしまったことに極めて重い責任が私はあると思います。この点についての市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例において、「すべての人々がそれぞれ1人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会をつくることは、私たちみんなの願いである」として、平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行にも触れ、「様々な人権問題について正しく理解した上で、差別を許さないという意思と行動を示し、そして一人ひとりの違いや生き方を認め支え合い、自由で開かれた共生社会の実現を目指し、人権尊重の社会づくりを進めていくことを決意する」と序文にも掲げているところであり、市にとって人権尊重に係る施策は非常に重要なものであると考えております。

そのような中で、一般行政職の障害者枠として採用した職員については私も大変期待をしていただけない、また、その6月には手話言語条例の制定など、そういった取組も進めていただけない非常に残念であります。

ただ、御質問の個人の能力、そして適性或退職等といった固有の案件につきましては、個人のプライバシーに深く関わる事項でありますので、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 市長の答弁では、やっぱり雇った側としての責任は重いという判断をされているというふうに思います。そうであるべきだというふうに思います。

ところで、この制度に関わる部分ですが、民間の事業主には、課長の先ほどの答弁にもありました、障害者雇用で賃金の一部が助成されるなどの各種の助成金制度や優遇措置があります。自治体にはそういった助成金制度は残念ながらありません。

ただ、障害者雇用に関わる予算は交付税措置されているということで、企画財政課に尋ねますと、ただ物的な条件整備に限られて人的配置に必要な予算は含まれていないという話でした。これは一般財源化されていますからね。どこに使われるかというのは自治体の自由になりますので、こういう費目について何に使いなさいよという制限はないということにはなるかと思えます。

それから、障害者雇用に関わる専門機関、職業センターとか支援センターへの援助要請を自治体がするというのも何か難しくなっているようですね。先ほど課長答弁ありました、自治体独自で資格の必要な障害者職業生活相談員を配置すると、独自に配置するというのも求められているというふうに聞いています。

市長にお尋ねします。率先して障害者雇用を進めることを自治体は要請されているわけですが、この人的配置も含めた条件整備に係る国の財源措置は極めて不十分だと思います。今回の問題でも手話通訳者等の配置の財源が確保できていれば別の展開もあったのではないかというふうに考えますけれども、障害者雇用に関わる国の財源措置を求めることについて、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 本市のような地方公共団体に対しては、民間企業のように障害者を雇用した際、また、雇用した障害者のための設備投資をした場合等の助成金の制度はありませんので、障害者を雇用した際に必要となる費用の財源措置について、これは国に対して求めていると考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ぜひ、そのようにお願いをいたします。

私は本市が障害者枠での採用を取り入れたことについては高く評価をしておりますけれども、お話を聞きながら、やはり採用後の対応が極めて不十分だったと感じています。雇用したA君を全面的にバックアップをするということができていれば、この小規模自治体の障害者雇用の先進事例として全国的に高く評価され、そして就労を希望する障害者の皆さんを大いに励ますことにもなっていたというふうに思います。このA君の退職は本当に残念で仕方ありません。

また、A君の退職等により、本年度の本市の法定雇用率、自治体が2.6%ですけれども、これまで土佐清水市は達成しておりましたが、今回はもう達成できない見込みだということも打合せのときに聞かせていただきました。その点でも大変残念に思います。

市には、今回の問題について採用や人員配置も含めた合理的配慮の在り方の総括をしっかりと行い、今後の障害者雇用に生かしていただくことを強く要請しておきたいと思えます。

その上で副市長にお尋ねをいたします。障害者雇用促進法、これ改正によりまして、自治体には障害者活躍推進計画を作成し、公表することが義務づけられていると聞いていますけれども、私は本市もその計画を目にした記憶がありません。障害者活躍推進計画の作成も含めて、今後の障害者雇用についての計画や取組についてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

障害者活躍推進計画につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の2及び第7条の3の規定に基づき、全ての国の機関及び地方公共団体の機関は障害者活躍推進計画を作成し、公表しなければならないとされております。また、その際には厚生労働省が定めた障害者活躍推進計画作成指針に即した計画を作成しなければならないとされております。

御指摘のとおり、本市では現在、障害者活躍推進計画の素案を作成中であり、年内に作成、公表するつもりで今取り組んでおりますので、今後、計画にのっとり障害者の採用については取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 今年度中にということですのでけれども、今回のケースをやっぴりきちんと総括をした上で計画を立てていただきたいというふうに思います。

高知県のホームページを見ますと、それこそ障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況が

既に公開されています。そこを読んでみますとね、募集・採用については、募集要項に特定の障害を限定する、例えば身体障害者に限るとかですね、あるいは自力通勤ができるとか、介助者なしで職務遂行ができるとかのそんな条件をつけないというふうに書かれています。それを見まして電話で問い合わせてみました。人事課のほうですけれども、「自力通勤ができないとか介助者が必要な障害者が応募したケースはあるのか」と尋ねますと、「今のところ該当者はいない」という話でした。

しかしこれ、そういう方が応募してくる可能性あるわけですよね。そうしたときどうしますかというふうに話をすれば、「必要になれば財源を持ち出してでも対応する」というふうに県は言いました。もちろん自治体ですから、県のほうにも国からの特別な予算というのはないわけですよね。けれども、要するに持ち出してでもやると表明しているわけですからね。そういう電話の回答がありました。

それから、障害のある方を対象にした採用試験を実施するというふうにあったので、「土佐清水市のように一般職として採用するのか」というふうに尋ねますと、「試験の条件は手帳の所持が原則だ」と、それが条件だと言いました。「ルールがあるわけではない。採用した人に応じてケース・バイ・ケースで対応、配属する」と明確に言いました。だから、その人の条件付採用期間、あるいはその実績によって配属先を決めると。評価によって決めるということだと思います。一般行政職として特定をしているということはね、私はないというふうに判断をしました。

それから、聴覚障害8名の雇用を公表していました、その中にね。前回3年前、私土佐清水市の障害者雇用の種別を教えてくださいと言ったら、当時の総務課長は「個人情報ですから明らかにできません」ということを答弁しました。「ああ、そうですか」ということで終わったんですけれども、県は公表しています。令和2年見てみますとね、聴覚障害8名の雇用があって、「そのうちに重度は含まれていますか」というふうに聞きますと、「います」というふうに答えました。それで、「どんなような配慮をしていますか」と言うと、「合理的配慮としてフォローできないような1人配置はしない。話すとき文字に変換するタブレットを利用している。コミュニケーションが大事ですよ」という返事でした。そして、最後に「これまで1年での分限や自己都合の退職はあるか」というふうに率直に尋ねてみますと、「分限の免職はこれまでもない。自己都合もないと思う」というふうに県は答えました。これ当然だと思います。当然の結果やと思いますよ。採用した以上は責任を持って県は雇って育てているんだというふうに思います。私、電話で尋ねながら、県はやっぱり先を走っているように感じました。

先ほど市長答弁ありました。市は人権課題の1つに障害者を掲げておりますけれども、それを市民の差別意識の問題と捉えるのではなくて、障害者の社会参加の条件整備の問題だと捉え

るべきではないでしょうか。障害者雇用で言えば、市がその先頭に立って条件整備を進めることが本当の障害者問題、人権課題の解決につながるんだというふうに私は思います。

また、民間・公務を問わず、どの職場も成果主義の下で競争と個人責任が当たり前の風潮になっていまして、職場全体で新人を育てるという余裕もなくなり、現場自体が即戦力を求めるようになっているというふうに感じています。A君の退職から見えるのは、障害者にとってなかなか働きづらい職場というのは、結局は健常者の労働者にとっても働きづらい職場ではないかというふうに思います。私は労働現場にもっとゆとりがあっていい。市役所の人事評価システムも、これを導入することがね、どういう影響が出るかということを実際に考えないかと思う。一番負荷のかかっている人たちへの支援の充実こそが、働く者全体の労働条件の改善につながるということを申し上げまして、次の質問に移ります。いつものように時間がなくなります。3つ目は途中で終わりそうな気がします。

最後は、3月会議に続いて人権行政に関わる質問です。もう端折ってお話をせないかと思いましたが、3月会議での市長答弁に関わって3点質問させていただきます。もうこれで終わると思います。

3月会議で私が中学校の公民教科書の内容を説明した上で、「憲法の人権規定の理解こそが正しい人権理解ではないか」と市長に質問しました。市長からは耳を疑うような答弁が返ってきてひっくり返りそうになりました。それどんな答弁だったかはちょっともう時間ありませんので言いませんけれども、市長にお尋ねします。私が公民教科書の内容で、基本的人権について公民教科書の内容で説明をしたつもりですけれども、市長はそれに対して「認識の違いがある」とか、「そういう解釈もあろうとは思う」と答弁をしています。果たして中学校の公民教科書に書かれてある基本的人権の内容と異なる認識や解釈があるのでしょうか。あるとすれば、どのような認識や解釈なのか。これ市長の答弁ですからね、その市長に御説明をいただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 前回の質問では、いろいろこうあって、最後に、「人権についての正しい理解とは、差別と市民の意識の問題ではなくて、この日本国憲法の人権規定を総合的に理解することだと私は考えているわけですが、市長の所見は」、こういう御質問でありました。

これに対して、日本国憲法にいう人権規定についての解釈は尊重しながらも、土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例は市民に身近な様々な人権についての正しい理解をうたっておりますので、このことを認識の違いと答弁したものであります。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

( 10 番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) あのね、すり替えちゃだめですよ。私は憲法の人権規定について説明をしたんですからね。それについて認識が違うとか解釈が違うというのはね、これいかななものかと思うんですけれども。その点についてどうなんですか。違うんですか。基本的人権、人権規定を尊重しないということですか。そうじゃないでしょう。私、訂正したほうがいいと思いますよ。3月会議の答弁。とんでもない答弁ですから。市長。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 訂正するつもりはありません。

○議長(永野裕夫君) 10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 分かりました。市長の答弁はそのまま残るということですね。じゃあ2つ目です。

同じ答弁の中で、「法務省では17の人権課題を、本市は高知県と同じく11の人権課題を取り上げて教育啓発の取組を進めるとした上で、日本国憲法にいう人権規定の解釈は尊重しながらも「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例」は、市民に身近な様々な人権について正しい理解をうたっておりますので御理解いただきたい」という答弁です。

憲法の人権規定、法務省や県・市の掲げる人権課題、そして市の人権条例でいう人権。これどういう関係にあるんですか。この3つの関係をちょっと教えていただきたい。市長の答弁では、これがね、ちょっとごちゃごちゃになっているように思うんです。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 日本国憲法、これは言うまでもなく国の最高法規として、ほかの全ての法形式に優先する効力を持つことを宣言しているところでありまして、その憲法の人権規定というのを基に様々な個別の人権規定が定められております。この人権規定の趣旨を踏まえ、法務省は先ほど言うておりますが、17項目、県・市は11項目の人権課題を掲げ、人権啓発に取り組んでおります。この条例は、法律の範囲内で条例を制定することができる定められておりまして、これにより憲法や関係法令の趣旨を踏まえ、条例を制定しているところでありまして。

○議長(永野裕夫君) 10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 分かりました。今の答弁で正解だと思っています。憲法があって、



法律があって、条例があるわけですからね。そういう関係でいうと、憲法の人権規定がね、やっぱり柱なんですよ。これと並列するような形で、あるいはそれよりも上に見るような形でね、人権課題、県や市の掲げる人権課題や、それから市の条例に基づく様々な人権をね、憲法の人権規定の上に挙げちゃだめですよということだろうと思います。前回の答弁はね、そういうふうな答弁になってましたので今お尋ねをしました。分かりました。そのとおりのやというふうに私も思っています。

もう時間がありません。あとお尋ねしたかったことは、また次回に延ばしたいと思えますけれども、1点ですね。もう時間ないですね。

特別な同和行政が一般行政へ移行して同和地区と内外の線引きというのは今なくなっているわけですからね。そこをやっぱり前提にしたいろんな人権啓発や人権行政の取組が必要だろうというふうに思います。20年、30年、40年、50年前の現状認識に基づいて、あたかもその線引きがあるかのような施策や取組というのは私は間違うというふうに思いますので。一般論ではそういうふうに話をしておきますけれども、具体的なところは、また次の9月会議にでもお話をさせていただきたいと思えます。もう時間ありませんので、これで終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明6月22日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時11分 延 会